

(証券コード1826)
2022年6月2日

株 主 各 位

群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
佐田建設株式会社
代表取締役社長 土屋 三幸

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、株主総会会場へのご来場を極力お控えいただき、書面による事前の議決権行使を強くご推奨申しあげます。
なお、接触感染リスク軽減のため、本年はお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

記

1. 日 時 2022年6月24日(金曜日)午前10時
2. 場 所 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
佐田建設株式会社 本社6階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第73期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sata.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・ ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認のうえ、マスクを着用し、感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・ 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・ 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sata.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 企業集団の事業の経過およびその成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限や個人消費の低迷が続くなか、ワクチン接種の進展など一部で持ち直しの動きが見られるものの、オミクロン株感染状況の高止まりやウクライナ情勢の悪化といった地政学的リスクも重なり、資源価格の上昇など、経済環境は依然不透明な状況で推移しております。

建設業界におきましては、公共建設投資は比較的堅調に推移しているものの、民間設備投資は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う経済活動の自粛の影響もあり、依然として厳しい経営環境となりました。

当社グループはこのような状況下、受注の獲得と利益の向上に全力で取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、土木関連108億6百万円(前期比3.3%増)、建築関連174億9百万円(前期比7.3%減)、兼業事業3億8千8百万円(前期比8.3%増)となり、合計で前期と比べ10億4百万円減少し286億4百万円(前期比3.4%減)となりました。

売上高は、期初に予定していた受注の時期がずれたこと等により、土木関連104億5千1百万円(前期比23.8%減)、建築関連158億2千万円(前期比10.1%減)、兼業事業3億8千8百万円(前期比8.3%増)となり、合計で前期と比べ50億2千9百万円減少し266億6千万円(前期比15.9%減)となりました。

繰越高は、土木関連79億1千2百万円(前期比4.7%増)、建築関連115億3千万円(前期比16.0%増)となり、合計で前期と比べ19億4千4百万円増加し194億4千3百万円(前期比11.1%増)となりました。

営業利益は、売上高の減少や原材料費の高騰等による完成工事総利益の悪化により、前期に比べ2億6千5百万円減少し7億4千1百万円(前期比26.3%減)となりました。

経常利益は、前期に比べ2億7千3百万円減少し7億3千9百万円(前期比27.0%減)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産解体費用1億5千6百万円の計上などもあり、前期と比べ2億9千6百万円減少し3億5千5百万円(前期比45.4%減)となりました。

当社の業績につきましては、受注高は土木関連97億9千万円(前期比2.4%増)、建築関連134億3千9百万円(前期比7.7%減)、兼業事業3億7千4百万円(前期比8.3%増)となり、合計で前期と比べ8億6千5百万円減少し236億4百万円(前期比3.5%減)となりました。また、工事関係の受注高の工事別比率は、土木関連42.1%、建築関連57.9%であり、発注

者別比率では、官公庁工事41.0%、民間工事59.0%であります。

売上高は、土木関連94億8百万円(前期比25.7%減)、建築関連118億1千5百万円(前期比13.3%減)、兼業事業3億7千4百万円(前期比8.3%増)となり、合計で前期と比べ50億3千7百万円減少し215億9千8百万円(前期比18.9%減)となりました。また、工事関係の売上高の工事別比率は、土木関連44.3%、建築関連55.7%であり、発注者別比率では、官公庁工事49.6%、民間工事50.4%であります。

繰越高は、土木関連78億3千9百万円(前期比5.1%増)、建築関連106億6千万円(前期比18.0%増)となり、合計で前期と比べ20億6百万円増加し184億9千9百万円(前期比12.2%増)となりました。また、繰越高の工事別比率は、土木関連42.4%、建築関連57.6%であり、発注者別比率では、官公庁工事45.8%、民間工事54.2%であります。

営業利益は、連結と同様の理由により、前期に比べ2億9千7百万円減少し3億5千4百万円(前期比45.7%減)となりました。

経常利益は、前期に比べ3億2千6百万円減少し4億5千2百万円(前期比42.0%減)となりました。

当期純利益は、固定資産解体費用1億5千6百万円の計上などもあり、前期に比べ3億4千1百万円減少し1億9千8百万円(前期比63.2%減)となりました。

② 部門別の事業の状況
(企業集団の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設 事業	土木関連	7,557	10,806	10,451	7,912
	建築関連	9,941	17,409	15,820	11,530
小 計		17,499	28,215	26,271	19,443
兼 業 事 業		—	388	388	—
合 計		17,499	28,604	26,660	19,443

(当社の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設 事業	土木関連	7,457	9,790	9,408	7,839
	建築関連	9,035	13,439	11,815	10,660
小 計		16,493	23,230	21,223	18,499
兼 業 事 業		—	374	374	—
合 計		16,493	23,604	21,598	18,499

1-2. 企業集団の設備投資等についての状況

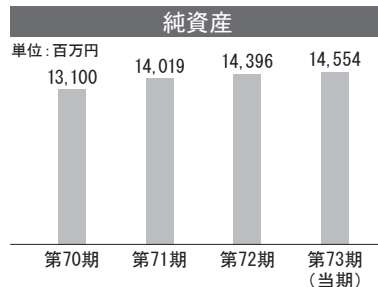
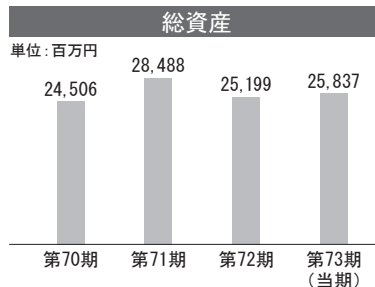
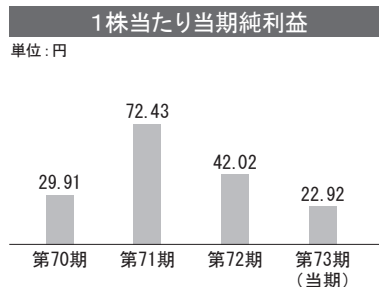
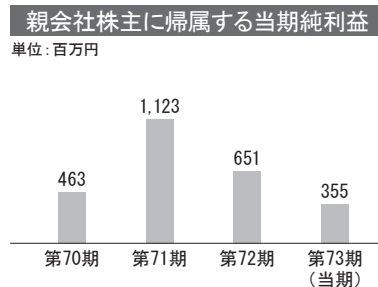
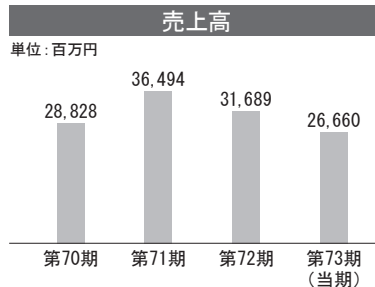
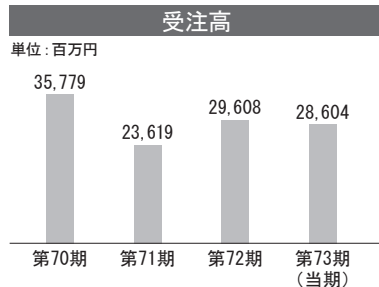
当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の主なものは、太陽光売電施設取得370百万円であります。

1-3. 企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の状況

項目 \ 期別	2018年度 第70期	2019年度 第71期	2020年度 第72期	2021年度 第73期(当期)
受注高(百万円)	35,779	23,619	29,608	28,604
売上高(百万円)	28,828	36,494	31,689	26,660
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	463	1,123	651	355
1株当たり当期純利益(円)	29.91	72.43	42.02	22.92
総資産(百万円)	24,506	28,488	25,199	25,837
純資産(百万円)	13,100	14,019	14,396	14,554

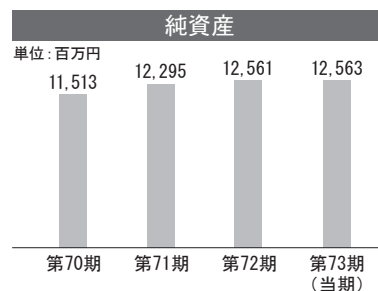
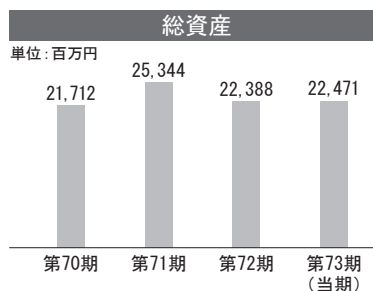
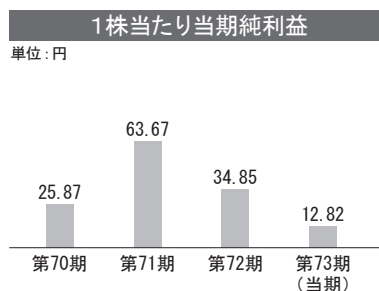
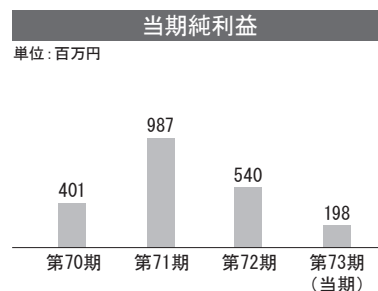
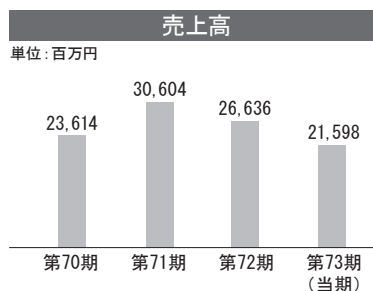
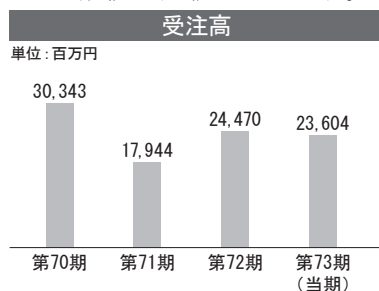
(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。



② 当社の状況

項 目 \ 期 別	2018年度 第70期	2019年度 第71期	2020年度 第72期	2021年度 第73期(当期)
受 注 高 (百万円)	30,343	17,944	24,470	23,604
売 上 高 (百万円)	23,614	30,604	26,636	21,598
当 期 純 利 益 (百万円)	401	987	540	198
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	25.87	63.67	34.85	12.82
総 資 産 (百万円)	21,712	25,344	22,388	22,471
純 資 産 (百万円)	11,513	12,295	12,561	12,563

(注) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。



1-4. 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内外ともに新型コロナウイルス感染症の影響が依然残り、ウクライナ情勢の悪化といった地政学的リスクも重なり、資源価格の上昇など先行きの不透明感が増しております。

建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移するものの、民間設備投資は新型コロナウイルスの影響が懸念され、また建設技術者・技能労働者の担い手確保、労務・原材料価格の上昇懸念など不透明な状況が続くものと予測されます。

こうした状況下、当社は、新たな100年後の未来に向け、「満足」を越えて「感動」をお届けする企業として、時代の変化に対応し更なる事業の発展と継続ができるよう、直近の経営環境を踏まえた事業拡大と未来への投資を目的とした「中期経営計画（2022.4～2025.3）」を策定しました。主要なビジョンとして、①安定的な受注と適正利益の確保、②サステナビリティ経営の推進であり、今後、中期経営計画の確実な遂行に最大限の努力を行ってまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1-5. 企業集団の主要な事業セグメント

当社は、建設業法により特定建設業者（特-30）第3567号の国土交通大臣許可を受け、土木・建築ならびに関連する事業を行っております。また、当社は宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（3）第7067号として、群馬県知事免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

子会社5社は建設工事の受注・施工を行っている他、株式会社前橋機材センターは建設用資機材の賃貸事業などを行っております。

1-6. 企業集団の主要拠点等

(1) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	群 馬 県 前 橋 市	栃 木 支 店	栃 木 県 小 山 市
東 京 支 店	東 京 都 豊 島 区	茨 城 支 店	茨 城 県 下 妻 市
大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市	東 北 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
さいたま支店	埼 玉 県 さいたま市		
子 会 社			
佐 田 道 路 (株)	群 馬 県 前 橋 市	彩 光 建 設 (株)	埼 玉 県 さいたま市
(株) 島 田 組	群 馬 県 桐 生 市	(株)前橋機材センター	群 馬 県 前 橋 市
(株)リフォーム群馬	群 馬 県 前 橋 市		

(2) 使用人の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
477名	2名増	46.8才	21.3年

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
384名	2名増	45.7才	23.1年

1-7. 重要な親会社および子会社の状況

① 子会社の状況

名称	当社の出資比率	主要な事業内容
佐田道路株式会社	100.0%	土木工事の施工、建築資材の販売等
株式会社島田組	100.0%	土木建築の請負並びに建築資材の販売
株式会社リフォーム群馬	100.0%	建築の請負並びに設計および施工業務
彩光建設株式会社	100.0%	建築土木工事の設計並びに施工、建築資機材の販売等
株式会社前橋機材センター	100.0%	建設用資材機器および機械装置の製造、販売および賃貸等

② 企業結合の経過

当連結会計年度において、子会社の異動はありません。

③ 企業結合の成果

「企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況」に記載のとおりです。

1-8. 主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	100百万円
三井住友信託銀行株式会社	52百万円
株式会社群馬銀行	50百万円
株式会社足利銀行	50百万円

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
 ② 発行済株式の総数 15,516,131株（自己株式5,102株を除く）
 ③ 当事業年度末の株主数 4,921名（前期末比501名減）
 ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,573百株	10.7%
佐田建設従業員持株会	7,625	4.9
斉丸千代	6,888	4.4
佐田建設伸佐会持株会	6,372	4.1
株式会社群馬銀行	6,371	4.1
立花証券株式会社	4,269	2.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,145	2.7
LGT BANK LTD. A/C M. S.	3,821	2.5
株式会社ヤマト	3,222	2.1
東京石灰工業株式会社	2,600	1.7

（注）持株比率は、自己株式（5,102株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。
 譲渡制限付株式報酬

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	4,000株	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3. 会社役員に関する事項

3-1. 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	土 屋 三 幸	
取 締 役	中 村 和 夫	管理本部長
取 締 役	赤 石 和 弘	営業本部長
取 締 役	星 野 克 行	土木本部長
取 締 役	荒 井 清 彦	経営企画室長
取 締 役	中 尾 信 芳	建築本部長
取 締 役	林 章	公認会計士・税理士
取 締 役	富 岡 政 明	特定社会保険労務士・行政書士
常 勤 監 査 役	渡 邊 秀 幸	
監 査 役	丸 山 和 貴	弁護士、カネコ種苗株式会社社外取締役
監 査 役	木 部 和 雄	群馬県人事委員会委員・株式会社群馬銀行相談役
監 査 役	増 田 順 一	税理士

(注) 1. 当期中の取締役、監査役の異動

2021年6月25日開催の第72回定時株主総会において、中尾 信芳氏は、新たに取締役
に選任され就任し、柳下 憲司氏は、第72回定時株主総会終結の時をもって取締役を退
任いたしました。

2. 取締役林 章、富岡 政明の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役丸山 和貴、木部 和雄、増田 順一の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役富岡 政明、監査役丸山 和貴の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 監査役木部 和雄氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役増田 順一氏は、税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。

3-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	37	28	6	1	9
(うち社外取締役)	(5)	(4)	(0)	(-)	(2)
監査役	15	14	1	-	4
(うち社外監査役)	(8)	(7)	(0)	(-)	(3)

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき決議した株式数に割当決議前日の終値で計算した金額を記載しています。

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針の事項

a. 決定方針の決定方法

2021年3月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しています。

b. 基本方針

取締役の報酬は、企業価値向上を強く志向する体系およびインセンティブが十分に機能するよう株主利益と連動した体系としています。

報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準としています。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬ならびに非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、原則、基本報酬のみとしています。業績連動報酬等を支給することができるものとしています。

c. 基本報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与等の水準を総合的に勘案して決定しています。

d. 業績連動報酬ならびに非金銭報酬等の内容および報酬額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、連結営業利益の業績達成度合いに応じた現金報酬額を取締役会で決定し、賞与として、一定の時期に支給しています。連結営業利益を指標として選択した理由は、当社グループにおいて連結営業利益を継続的な事業活動の結果が反映された指標として重視していることによるものです。

なお、当期の連結営業利益は、741百万円であり、これに応じた額を株主総会決議に基づき支給する予定です。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式（譲渡制限期間30年、報酬枠年額3,600万円以内、交付する普通株式の上限として100,000株、割当決議時点の状況等を総合的に勘案）の付与を取締役会で決定し、一定の時期に支給しています。

種類別の報酬割合は、役位に応じて設定する年額の総報酬額を基礎に、上位の役位ほど業績連動報酬の割合を高く設定しています。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、代表取締役社長が、各取締役の基本報酬額および業績連動報酬等として各取締役の担当部門業績を踏まえた賞与の評価配分額を提示し、取締役会で決議しています。

取締役会は、社外取締役の意見も反映し監督機能を十分に果たさなければならないものとしています。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ報酬等に関する諸規定に基づき作成した報酬案を取締役に諮り、報酬案に対する全出席役員の見解を十分に尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項
当社取締役および監査役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されています。

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役 (社外取締役を含む)	金 銭 報 酬	月額150万円以内	2006年6月29日開催の第57回定時株主総会	9名
取締役 (社外取締役を除く)	株 式 報 酬	年額360万円以内	2020年6月25日開催の第71回定時株主総会	6名
監査役	金 銭 報 酬	月額300万円以内	2006年6月29日開催の第57回定時株主総会	3名

3-3. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役	林 章	林章事務所 公認会計士・税理士 高崎信用金庫 社外監事	当社との重要な取引関係はありません。
取締役	富岡 政明	有限会社富岡労務管理事務所 代表取締役	当社との重要な取引関係はありません。

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
監査役	丸山 和貴	丸山弁護士法律事務所 弁護士 カネコ種苗株式会社 社外取締役	当社との重要な取引関係はありません。
監査役	木部 和雄	群馬県人事委員会委員 株式会社群馬銀行 相談役	当社は株式会社群馬銀行との定常的な銀行取引があります。
監査役	増田 順一	増田順一税理士事務所 税理士	当社との重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	林 章	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を行っています。
取締役	富岡 政明	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、必要に応じ、主に特定社会保険労務士としての専門的見地から、当社の意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っています。
監査役	丸山 和貴	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会11回のうち10回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っています。
監査役	木部 和雄	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、監査役会11回すべてに出席し、必要に応じ、主に企業経営から培った豊富な経験・見識等から、当社の企業統治等について発言を行っています。
監査役	増田 順一	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、監査役会11回すべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から、当社の財務情報の変更等について発言を行っています。

3-4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役林 章氏、富岡 政明氏および社外監査役丸山 和貴氏、木部 和雄氏、増田 順一氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。

3-5. 社外役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
社 外 取 締 役	2人	5百万円
社 外 監 査 役	3人	8百万円

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 氏名または名称

当社の会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

4-2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	25百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4-3. 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について決議しており、その概要は以下のとおりであります。

5-1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

【役職員行動規範】を役職員に周知することにより、コンプライアンスを企業活動の基本方針とすることを徹底する。

コンプライアンス体制を推進するため、「コンプライアンス基本規程」および「内部通報規程」を定め、コンプライアンス統括部署を経営企画部とし、相談・通報の窓口とする。

役職員は、コンプライアンス違反行為が現に行われ、または、行われようとしているときには、経営企画部に通報するものとし、通報者の保護を徹底することにより、コンプライアンス違反行為の未然防止に努める。

② 財務報告の内部統制

会計基準その他関連する諸法令および当社経理規程を遵守し、当社および連結子会社の財務報告の適法性と適正性を確保するための体制を整備する。

③ 内部監査

経営企画部が内部監査を兼担する。経営企画部は、全部門を対象として定期的または臨時に実施する内部監査を通じて、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に準拠して、適正かつ効率的に遂行されているかをモニタリングし、問題点の把握と改善に努め、経営層に報告するとともに、必要に応じて監査役および会計監査人と協議する。

④ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告の信頼性と適正性を確保するために、経営企画部を責任部署として、財務報告に係る内部統制の整備および運用の体制を構築する。経営企画部は、内部統制が有効に機能することを継続的に評価し、その内容を経営会議へ報告する。経営会議は不備等への是正を指示し、改善の状況を適時に把握する。

⑤ 反社会的勢力への対応

反社会的勢力および団体に対して毅然として対応することを役職員行動規範に定め、役員に周知徹底を図る。対応統括部署を総務部とし、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に定める講習を受けた総務部長が、不当要求防止責任者となっている。総務部は、経営企画部や顧問弁護士と協議し、事案に応じた対応を講じる社内体制を整備する。企業に対するあらゆる暴力の防止および排除を目的とする「群馬県企業防衛対策協議会」の会員として、必要な情報交換を行うとともに警察活動に協力する。

5-2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、以下の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

- ① 株主総会議事録
- ② 取締役会議事録
- ③ 経営会議議事録
- ④ 稟議書
- ⑤ 契約書
- ⑥ 計算書類および連結計算書類

5-3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役、執行役員および使用人は、その所管業務に関して、職位別の権限と責任ならびに職務基準を明確にし、目標管理を徹底するとともに、その業務プロセスに内在するリスク（目標達成の不確実性および損失発生の危険性をいう）の認識・評価・管理に係る「部門別リスク管理規程」を定め、リスクマネジメント体制を構築する。
部門横断的なリスクについては、経営企画部において統括管理を行う。
経営企画部は、内部監査により業務管理・業務執行のリスクマネジメントの状況を検討・評価し、その結果に基づく改善・合理化への助言・提案等を通じてリスクマネジメントの改善を図る。
- ② 天災地変・重大災害等、企業の存続を脅かしかねない不測の事態発生に備え、「緊急時リスク管理規程」を定め、社長を対策本部長とする緊急時対応体制を整備し、損失を最小限とすべく対応する。

5-4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、顧客、株主および地域の皆様に更に信頼され、活力のある企業を目指した「中期経営計画」に基づいて、経営目標達成のために活動し、進捗状況の管理を行う。
取締役および執行役員は、「中期経営計画」に基づき、予め設定された所管部門の目標の進捗状況を自ら管理・検証する。財務部門において別途実績に係るデータ集積がなされ、これらの情報は経営会議に伝達される。経営会議は経営目標達成のために必要な対策を協議・決定する。
- ② 経営上の迅速な意思決定と監督機能を強化するため、2001年より執行役員制度を導入している。
取締役会は毎月1回定例開催し、必要に応じて臨時に開催する。
取締役会は、法令および定款ならびに「取締役会規則」に定める経営上の重要な意思決定を行い、取締役および執行役員の役割と権限を定め、その職務執行を監督する。
経営会議は適時・的確に意思決定を行うため毎週1回定例開催する。
経営会議は社長を議長とし、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、業務執行に関する重要事項を協議・決定する。
執行役員会議は定例取締役会後開催する。
執行役員会議は重要な業務方針の伝達を行うとともに、執行上の課題について協議・検討する。

5-5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、当社および連結子会社5社で構成されるが、【経営理念】・【基本方針】・【役職員行動規範】は、グループ全体に適用することとする。
- ② 子会社の管理部署を経営企画部とし、担当職員を配置する。
- ③ 子会社の重要な会計方針は、当社の会計方針に統一し運用することとする。
- ④ 子会社は全て取締役会監査役設置会社とし、グループ監視機能を維持するため、当社から役職員を監査役として派遣することとする。
- ⑤ 子会社の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に従い、案件に応じて、経営会議もしくは取締役会において決定し、子会社は、定期的に当社へ業務執行についての報告を行うものとする。
- ⑥ 当社監査役、子会社監査役、内部監査部署は、当社と子会社間および子会社相互の間で非通常の取引が行われないよう監視し、業務の適正を確保する。
- ⑦ 子会社における業務執行に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別および管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。

5-6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととする。

5-7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当該使用人を置く場合は監査役室配属とし、人事評価・異動等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ② 当該使用人に、監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。

5-8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役および取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議において随時担当業務の状況を報告する。
- ② 取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、使用人は、当社およびグループ会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実および業績に影響を与える重要な事項、または、役職員による違法または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ③ 監査役は何時でも必要に応じて取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、使用人に対して報告を求められることができる。

5-9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

5-10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

5-11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 法律・税務の専門家が社外監査役に就任している。経営に対する独立監査機能を強化・維持するため、この体制を確保する。
- ② 社長は、当社が対処すべき課題および監査上の事項について、監査役と定期的に意見交換を行い意思の疎通を図ることとする。
- ③ 監査役全員が取締役会に出席し常勤監査役が経営会議に出席している。監査役会の重要情報へのアクセスならびに意思決定過程監査の機会を保障するため、この体制を確保する。
- ④ 監査役は、会計監査人およびグループ各社の監査役と情報交換し、併せて、内部監査部署と連携することにより、当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

6-1. 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を経営企画部がモニタリングして、その結果を経営会議で評価し、必要な対応を実施いたしました。

6-2. コンプライアンス

当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行いました。

6-3. リスク管理体制

毎週開催される経営会議において、各本部・本支店・グループ各社から報告される内部環境リスク・業務活動リスク・外部環境リスクの検証を行い、全社的な情報共有に努め、重大な事案については取締役会に報告し、適切に措置を講じました。

6-4. 内部監査

内部監査方針および監査計画に基づき、経営企画部が当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果に基づく情報の提供ならびに改善・合理化への助言・提案等を通じて、業務プロセスにおける業務効率の向上を実現いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および持株数は、表示単位未満を切捨て、比率は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,661	流動負債	10,100
現金預金	10,109	支払手形	1,506
受取手形	91	工事未払金	4,638
完成工事未収入金	9,737	買掛金	110
売掛金	111	短期借入金	232
未成工事支出金	15	1年内償還予定の社債	730
材料貯蔵品	85	未払金	142
未収入金	473	未払法人税等	70
その他	37	未成工事受入金	1,683
		未払消費税等	82
		完成工事補償引当金	76
		賞与引当金	366
		役員賞与引当金	8
		工事損失引当金	98
		債務保証損失引当金	78
		その他	275
固定資産	5,175	固定負債	1,182
有形固定資産	4,168	社債	560
建物・構築物	835	長期借入金	20
機械・運搬具	342	長期未払金	3
工具器具・備品	45	再評価に係る繰延税金負債	445
土地	2,883	退職給付に係る負債	101
その他	62	その他	50
無形固定資産	332	負債合計	11,282
ソフトウェア	24	(純資産の部)	
電話加入権	31	株主資本	13,583
その他	276	資本金	1,886
		資本剰余金	2,048
投資その他の資産	674	利益剰余金	9,651
投資有価証券	417	自己株式	△ 2
破産更生債権等	48	その他の包括利益累計額	971
繰延税金資産	197	その他有価証券評価差額金	3
その他	59	土地再評価差額金	967
貸倒引当金	△ 48	純資産合計	14,554
資産合計	25,837	負債・純資産合計	25,837

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	26,271	
兼業事業売上高	388	26,660
売 上 原 価		
完成工事原価	24,101	
兼業事業売上原価	338	24,439
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	2,170	
兼業事業総利益	50	2,220
販売費及び一般管理費		1,479
営業利益		741
営業外収益		
受取利息配当金	5	
その他営業外収益	17	22
営業外費用		
支払利息	7	
その他営業外費用	16	24
経常利益		739
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	3	6
特別損失		
投資有価証券評価損	45	
固定資産解体費用	156	201
税金等調整前当期純利益		544
法人税、住民税及び事業税	208	
法人税等調整額	△ 19	188
当期純利益		355
親会社株主に帰属する当期純利益		355

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
2021年4月1日残高	1,886	2,048	9,497	△ 3	13,427
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 201		△ 201
親会社株主に帰属する当期純利益			355		355
自己株式の取得				△ 0	△ 0
譲渡制限付株式報酬		0		1	1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計		0	153	1	155
2022年3月31日残高	1,886	2,048	9,651	△ 2	13,583

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2021年4月1日残高	0	967	968	14,396
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 201
親会社株主に帰属する当期純利益				355
自己株式の取得				△ 0
譲渡制限付株式報酬				1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	2		2	2
連結会計年度中の変動額合計	2		2	158
2022年3月31日残高	3	967	971	14,554

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 佐田道路株式会社・株式会社島田組・株式会社リフォーム群馬・彩光建設株式会社・株式会社前橋機材センター

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する対象会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券	市場価格のない	時価法
	株式等以外のもの	(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
	市場価格のない	主として移動平均法による原価法
	株式等	

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

未成工事支出金	個別原価法
材料貯蔵品	最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却方法

1. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）
（耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

2. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）
（耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

3. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

③ 引当金の計上基準

1. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2. 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。

3. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

4. 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

5. 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。

6. 債務保証損失引当金

債務保証の履行による損失に備えるため、債務保証先の財政状態及び損益状況を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは建設事業（土木関連・建築関連）を主な内容とした事業活動を展開しております。

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 退職給付に係る会計処理

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

3. 建設工事の共同企業体（JV）に係る会計処理
主として構成員の出資割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。
4. 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり収益を認識した完成工事高

- ・当期連結計算書類に計上した金額 17,436百万円
- ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、当連結会計年度末までの進捗部分について、期間がごく短い工事を除き、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。工事原価総額の見積りは実行予算によって行います。

工事原価総額の見積りに用いた仮定には、気象条件、施工条件、資機材価格、作業効率等さまざまな要素があります。それら主要な仮定について適時・適切に見積りを行っておりますが、主要な仮定が変動した場合、翌連結会計年度の完成工事高が増減する可能性があります。

(2) 繰延税金資産

- ・当期連結計算書類に計上した金額 197百万円
- ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、将来減算一時差異に対して、将来の課税所得が十分に見込まれる範囲で繰延税金資産を計上しています。将来の課税所得の見積りに際して、受注見込高や工事利益率等を主要な仮定として、一時差異のスケジューリングを考慮して回収可能性を見積っております。

翌連結会計年度以降、主要な仮定に変動が生じ、将来の課税所得の見積額が影響を受けた場合、繰延税金資産が増減し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

当社及び連結子会社は、従来は請負工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用してありまし

た。これを当連結会計年度の期首より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	建 物	726百万円
	土 地	2,592百万円
	合 計	3,318百万円

②担保に係る債務	短期借入金	50百万円
----------	-------	-------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,604百万円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34条)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

②再評価を行った年月日 2000年3月31日

③再評価を行った土地の当期末における時価と
再評価後の帳簿価額との差額 △ 989百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,521,233	—	—	15,521,233

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,001	101	4,000	5,102

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる101株であります。

減少数の内訳は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による4,000株であります。

(3) 配当に関する事項

・配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	201	13.00	2021年3月31日	2021年6月28日

- ・基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2022年6月24日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	201	13.00	2022年3月31日	2022年6月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式及び債券であり、時価のある有価証券については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (その他有価証券)	百万円 192	百万円 192	百万円 —
(2) 破産更生債権等 貸倒引当金(*2)	48 △ 48		
	—	—	—
資産計	192	192	—
(1) 社債(*3)	百万円 1,290	百万円 1,289	百万円 △ 0
(2) 長期借入金(*4)	52	51	△ 0
負債計	1,342	1,341	△ 0

(*1) 「現金預金」「受取手形」「完成工事未収入金」「支払手形」「工事未払金」「短期借入金」「未成工事受入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) 社債は一年以内償還予定の社債が含まれております。

(*4) 長期借入金は一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

①非上場株式の時価の算定方法に関する事項

1. 非上場株式 (連結貸借対照表計上額225百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 投資有価証券 (その他有価証券)」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債 (単位 百万円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	4	—	—	4
債券	—	—	187	187

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債 (単位 百万円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	1,289	—	1,289
長期借入金	—	51	—	51

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、債券については純資産に基づく評価モデルもしくは、その他の適切な評価技法を用いて測定しています。観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、レベル3の時価に分類しております。

社債 (1年内償還予定の社債を含む)

社債の時価は、市場価格のない社債であり、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報 (単位 百万円)

	土木関連	建築関連	兼業事業	計	合計
売上高					
官庁	8,173	2,616	—	10,789	10,789
民間	2,277	13,204	388	15,870	15,870
顧客との契約から生じる収益	10,451	15,820	388	26,660	26,660
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	10,451	15,820	388	26,660	26,660

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、連結貸借対照表上、売上債権は「受取手形」、「完成工事未収入金」、「売掛金」に、契約資産は「完成工事未収入金」に、契約負債は「未成工事受入金」に含めております。

(単位 百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
売上債権	5,781	6,984
契約資産	4,604	2,955
契約負債	938	1,683

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として未成工事受入金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2022年3月31日時点で19,443百万円であります。当該履行義務は、主に土木・建築事業におけるものであり、期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	938円05銭
1株当たり当期純利益	22円92銭

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,129	流動負債	8,862
現金預金	7,700	支払手形	1,506
受取手形	57	工事未払金	3,660
完成工事未収入金	8,663	買掛金	90
売掛金	113	短期借入金	232
成工事支出金	21	1年内償還予定の社債	730
材料貯蔵品	17	未払払	78
未収入金	512	未払法人税等	47
その他	43	未成工事受入金	1,674
		未払消費税等	46
		完成工事補償引当金	73
		賞与引当金	297
		役員賞与引当金	8
		工事損失引当金	95
		債務保証損失引当金	78
		その他	242
固定資産	5,341	固定負債	1,045
有形固定資産	3,812	社債	560
建物・構築物	814	長期借入金	20
機械・運搬具	220	長期未払金	3
土工器具・備品	44	再評価に係る繰延税金負債	445
その他	2,717	その他	16
	15	負債合計	9,907
		(純資産の部)	
無形固定資産	221	株主資本	11,592
ソフトウェア	24	資本金	1,886
電話加入権	29	資本剰余金	2,006
その他	167	資本準備金	1,940
		その他資本剰余金	65
投資その他の資産	1,307	利益剰余金	7,702
投資有価証券	417	その他利益剰余金	7,702
関係会社株	657	繰越利益剰余金	7,702
長期貸付金	40	自己株	△ 2
破産更生債権等	46	評価・換算差額等	971
繰延税金資産	159	その他有価証券評価差額金	3
その他	33	土地再評価差額金	967
貸倒引当金	△ 46	純資産合計	12,563
資産合計	22,471	負債・純資産合計	22,471

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	21,223	
兼業事業売上高	374	21,598
売 上 原 価		
完成工事原価	19,751	
兼業事業売上原価	353	20,104
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	1,472	
兼業事業総利益	21	1,494
販売費及び一般管理費		1,139
営業利益		354
営業外収益		
受取利息配当金	92	
その他の営業外収益	28	120
営業外費用		
支払利息	6	
その他の営業外費用	16	23
経常利益		452
特別利益		
投資有価証券売却益	3	3
特別損失		
投資有価証券評価損	45	
固定資産解体費用	156	201
税引前当期純利益		254
法人税、住民税及び事業税	67	
法人税等調整額	△ 11	55
当期純利益		198

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2021年4月1日残高	1,886	1,940	65	2,005	7,705	7,705
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△ 201	△ 201
当期純利益					198	198
自己株式の取得						
譲渡制限付株式報酬			0	0		
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計			0	0	△ 2	△ 2
2022年3月31日残高	1,886	1,940	65	2,006	7,702	7,702

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
2021年4月1日残高	△ 3	11,593	0	967	968	12,561
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△ 201			0	△ 201
当期純利益		198			0	198
自己株式の取得	△ 0	△ 0				△ 0
譲渡制限付株式報酬	1	1				1
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)			2		2	2
事業年度中の変動額合計	1	△ 0	2		2	1
2022年3月31日残高	△ 2	11,592	3	967	971	12,563

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券 市場価格のない 時価法
株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 市場価格のない 主として移動平均法による原価法
株式等

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ① 未成工事支出金 個別原価法
- ② 材料貯蔵品 最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）
（耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）
（耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。

- ③ 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- ④ 役員賞与引当金
役員賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- ⑤ 工事損失引当金
受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。
- ⑥ 債務保証損失引当金
債務保証の履行による損失に備えるため、債務保証先の財政状態及び損益状況を勘案して、損失負担見込額を計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
当社は建設事業（土木関連・建築関連）を主な内容とした事業活動を展開しております。
顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
- ② 建設工事の共同企業体(JV)に係る会計処理
主として構成員の出資割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。
- ③ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 一定の期間にわたり収益を認識した完成工事高
- ・当期計算書類に計上した金額 16,515百万円
 - ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 連結計算書類の連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) 繰延税金資産

- ・当期計算書類に計上した金額 159百万円
- ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結計算書類の連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

当社は、従来は請負工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用しておりました。これを当事業年度の期首より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	建物	726百万円
	土地	2,592百万円
	合計	3,318百万円
②担保に係る債務	短期借入金	50百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,240百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	137百万円
長期金銭債権	40百万円
短期金銭債務	238百万円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

② 再評価を行った年月日

2000年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△ 989百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	売上高	762百万円
	仕入高	1,120百万円
② 営業取引以外の取引による取引高		100百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,001	101	4,000	5,102

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる101株であります。

減少数の内訳は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による4,000株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位 百万円)

	土木関連	建築関連	兼業事業	計	合計
売上高					
官庁	8,080	2,447	—	10,528	10,528
民間	1,327	9,367	374	11,069	11,069
顧客との契約から生じる収益	9,408	11,815	374	21,598	21,598
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	9,408	11,815	374	21,598	21,598

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当事業年度における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、貸借対照表上、売上債権は「受取手形」、「完成工事未収入金」、「売掛金」に、契約資産は「完成工事未収入金」に、契約負債は「未成工事受入金」に含めております。

(単位 百万円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
売上債権	5,059	5,971
契約資産	4,369	2,862
契約負債	936	1,674

契約資産の増減は、主として収益認識(契約資産の増加)と、売上債権への振替(同、減少)により生じたものであります。契約負債の増減は、主として未成工事受入金の受取り(契約負債の増加)と収益認識(同、減少)により生じたものであります。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、2022年3月31日時点で18,499百万円であり、当該履行義務は、主に土木・建築事業におけるものであり、期末日後概ね2年以内に

収益として認識されると見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	809円71銭
1株当たり当期純利益	12円82銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福原 正三

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐田建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な

監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福原 正三

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐田建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

佐田建設株式会社 監査役会

常勤監査役	渡	邊	秀	幸	⑩
社外監査役	丸	山	和	貴	⑩
社外監査役	木	部	和	雄	⑩
社外監査役	増	田	順	一	⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的な安定配当を基本方針とし、経営環境の変化や事業展開に必要な投資に備えるため、内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様に対し業績に応じた利益還元を行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の経営環境を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき13円

配当総額 201,709,703円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>< 削除 ></p>

現行定款	変更案
<p>< 新設 ></p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置) <u>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>< 新設 ></p>	<p>附則 <u>第1条 変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第19条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>③ 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	つちやみゆき 土屋三幸 (1956年8月13日生)	1980年4月 当社入社 2010年6月 当社建築本部工事部工事課工事次長 2012年6月 当社リニューアル本部リニューアル部長 2013年12月 当社建築本部工事部第一工事部長 2015年6月 当社執行役員建築本部統括部長 2018年6月 当社代表取締役社長（現在）	16,844株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>土屋三幸氏は、2018年から当社の代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、持続的な成長を目指していくうえで最適な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>	
2	なかむらかずお 中村和夫 (1957年10月16日生)	1976年3月 当社入社 2006年6月 当社管理本部財務部次長兼財務グループ長 2009年6月 当社管理本部財務部長 2016年6月 当社執行役員管理本部財務部長 2017年6月 当社取締役管理本部長（現在）	17,232株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>中村和夫氏は、当社の管理部門における豊富な経験と実績に加え、2017年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。</p>	
3	ほしのかつゆき 星野克行 (1959年1月19日生)	1979年4月 当社入社 2009年4月 当社大阪支店土木部長 2014年7月 当社土木本部土木推進部長 2016年6月 当社執行役員土木本部土木推進部長 2017年6月 当社執行役員土木本部統括部長 2018年6月 当社取締役土木本部長（現在）	23,473株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>星野克行氏は、当社の土木業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、2018年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	あら い きよ ひこ 荒井清彦 (1957年4月25日生)	1982年4月 当社入社 2010年6月 当社経営企画部次長 2011年7月 当社経営企画部長 2013年6月 当社経営企画部長兼秘書室長 2016年6月 当社常勤監査役 2020年6月 当社取締役経営企画室長 (現在)	10,753株
【取締役候補者とした理由】 荒井清彦氏は、当社の経営企画部門における豊富な経験に加え、2016年から当社の常勤監査役としての知識・経験を有し、当社事業内容に精通しており、2020年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。			
5	なか お のぶ よし 中尾信芳 (1956年11月9日生)	1977年4月 当社入社 2013年12月 当社建築本部リニューアル部長 2015年6月 当社建築本部工事部第一工事部長 2016年6月 当社執行役員建築本部工事部第一工事部長 2017年6月 当社執行役員建築本部首都圏建築部工事部長 2018年6月 当社執行役員建築本部統括部長 2019年6月 当社執行役員建築本部首都圏建築部長 2021年6月 当社取締役建築本部長 (現在)	6,288株
【取締役候補者とした理由】 中尾信芳氏は、当社の建築業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、2021年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。			
6	※ か のう まさ たか 狩野純公 (1959年2月8日生)	1982年4月 当社入社 2008年6月 当社東京支店副支店長 2009年4月 当社東京支店第一営業部次長 2011年6月 当社東京支店営業部長 2017年6月 当社執行役員東京支店長 2021年6月 当社常務執行役員東京支店長	6,671株
【取締役候補者とした理由】 狩野純公氏は、当社の営業部門における豊富な経験と実績に加え、高い見識と能力を有しており、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者としております。			
7	はやし あきら 林章 (1949年9月28日生)	1977年3月 公認会計士登録 (現在) 1978年11月 税理士登録 (現在) 1979年1月 林章事務所開設 (現在) 2008年6月 当社取締役 (現在)	3,000株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 林章氏は、公認会計士、税理士として専門的な知識・経験を有しており、当社はその経験・能力を高く評価しています。同氏が再任された場合には、専門の見地から、当社の意思決定の適正性を確保するために必要なアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	とみ おか まさ あき 富岡政明 (1955年10月12日生)	1984年12月 社会保険労務士登録(現在) 1986年3月 行政書士登録(現在) 1999年6月 富岡労務管理事務所所長(現在) 2006年11月 特定社会保険労務士登録(現在) 2018年6月 当社取締役(現在)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>富岡政明氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、また、特定社会保険労務士、行政書士として専門的な知識・経験を有しています。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が再任された場合には、専門的見地から、経営判断、意思決定に必要なアドバイスをいただくと期待されるため、引き続き社外取締役候補者としております。</p>			

- (注)
- ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 林 章、富岡 政明の両氏は社外取締役候補者であります。
 - 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
林 章氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって14年となります。
富岡 政明氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - 社外取締役との責任限定契約について
林 章、富岡 政明の両氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする。
 - 当社は富岡 政明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会は佐田建設本社6階会議室で開催いたしますので、
ご出席の場合は下記の案内図をご参照ください。



- ◆所在地 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
- ◆交通 JR上越線・JR両毛線 新前橋駅西口徒歩約12分
- ◆電話 027(251)1551(大代表)